

別紙 1

入札保証金免除申請書

令和 年 月 日

千葉県後期高齢者医療広域連合長

住所

名称又は商号

代表者氏名

印

令和 8 年 1 月 30 日 付 け で 入 札 公 告 の あ っ た 令 和 8 年 度 資 格 確 認 書 作 成 等 業 務 委 託 に お け る 入 札 保 証 金 に つ い て 、 千 葉 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 財 務 規 則 第 62 条 の 規 定 に よ り 、 入 札 保 証 金 の 免 除 を 受 け た い の で 、 次 の 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す 。

※添付書類

○契約書の写し（2件以上）

公告日から起算して過去 2 年 間 に 、 広 域 連 合 、 国 （ 公 社 又 は 公 団 を 含 む ） 又 は 地 方 公 共 団 体 と 当 該 業 務 と 種 類 及 び 規 模 を ほ ぼ 同 じ く す る 契 約 を 2 回 以 上 締 結 し 、 か つ 、 こ れ ら を 全 て 誠 実 に 履 行 し て い る こ と を 証 明 す る も の

入札（契約）保証金について

1 入札（契約）保証金の免除申請について

入札（契約）保証金の免除を希望する場合は、別紙1「入札（契約）保証金免除申請書」を入札参加申請の期限までに入札参加申請書と提出してください。

2 入札保証金

（1）納付について

千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則第62条の規定により、入札の参加に当たっては、入札保証金の納付が必要ですので、次のいずれかにより納付してください。ただし、下記（4）に該当する場合は免除されます。

- ① 現金
 - ② 国債・地方債・政府保証債
 - ③ 当広域連合や指定金融機関が認める金融機関発行による小切手
 - ④ 当広域連合や指定金融機関が認める金融機関発行による支払・約束・為替手形
 - ⑤ 当広域連合や指定金融機関が認める金融機関発行の定期預金債権
- ※ 当広域連合の指定金融機関は千葉銀行のみです。

（2）入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額の100分の5以上の額

『入札書記載金額×5/100 以上（円未満切上）』

（例）入札書に1,000,000 円と記入する場合

$1,000,000 \text{円} \times 5/100 = 50,000 \text{円} \cdots \text{入札保証金の最低額}$

（3）納付方法

- ① 入札参加申請受付後、総務課で発行する納付書を使用して、指定金融機関で納付してください。
- ② 納付の確認のため、入札日当日に納付した「領収書」をご持参ください。
- ③ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。
- ④ 落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは、契約締結後）に還付します。

※ 納付方法の一例ですので、その他別の方法により納付を希望される場合は、総務課までお問い合わせください。

(4) 免除

- ① 入札者が、保険会社との間に千葉県後期高齢者医療広域連合を被保険者とする当該入札に係る入札保証保険契約を締結しているとき。
- ② 入札に参加しようとする者が、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第2条に規定する関係市町村の長が地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき定める資格を有し、過去2年間に広域連合、国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 契約保証金

(1) 納付について

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。ただし、下記（2）に該当する場合は、免除されます。

(2) 免除

- ① 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 契約の相手方が過去2年間に広域連合、国（公社又は公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ④ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、指名競争入札又は随意契約による場合において、広域連合長が必要があると認めるとき。